

職員派遣問題の裁判についてのお知らせ

職員派遣問題の裁判について平成20年9月29日議会において下記の和解議案が賛成多数で可決されたことをお知らせします。

1.事件名 福岡高等裁判所那覇支部平成20年(ネ)第22号損害賠償請求控訴事件

2.当事者 控訴人（被告）金城榮幸

被控訴人（原告）八重瀬町 代表者町長 中村信吉

和解案

- ①控訴人は、被控訴人に對し、控訴人が旧東風平町の町長であつたところ、同町内に所在する東風平町富盛田園土地区画整理組合に対し、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に基づく「東風平町公益法人等への職員の派遣等に関する条例」に定める手続を履行せずに、派遣職員の給与として、平成15年度金649万千円65円、平成16年度金655万58円、合計金千3百4万千5百23円を支給したことが違法であることを認める。
- ②被控訴人は、控訴人に対し、前項違法行為に基づく損害賠償義務を免除し、本件請求を放棄する。
- ③訴訟費用は、第1審、第2審を通じ、各自の負担とする。
- ④和解理由
控訴人が派遣職員の給与を支給したことが違法であることを認めしたことと町としても給与の支給は富盛田園土地区画整理事業の推進に必要不可欠であつて、控訴人の私的な利益のためにされたものではないと判断し和解をしようとするものである。
- なお、今までの経緯は次のとおりです。
- 事件の概要
平成17年12月1日原告の東風平町民3人が相手方金城榮幸に対して東風平町富盛田園土地区画整理組合に対して派遣した東風平町職員の給与の内、平成15年分及び同16年度分の給与として支払った金千3百4万千5百23円及び平成17年4月1日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払えとの判決が請求せよとの訴訟がなされた。

平成18年10月31日被告東風平町長訴訟承継人八重瀬町長中村信吉は金城榮幸に対し金千3百4万千5百23円及び平成17年4月1日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよとの判決が下された。

平成18年11月13日八重瀬町長中村信吉は第1審の判決を不服として専決処分を行い控訴したが平成18年12月4日八重瀬町議会に承認を求めたが否決された。

平成18年12月14日控訴を取り下げ判決が確定した。

平成19年1月15日八重瀬町長中村信吉は金城榮幸に対して判決の確定金額を内容証明郵便により請求書を送付した。

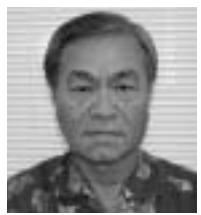
平成19年1月29日金城榮幸から支払い拒否についての通知が提出されたため平成19年4月27日八重瀬町代表者町長中村信吉は地方自治法第242条の3により提訴した。

平成20年1月29日被告は、原告に対し、千3百4万千5百23円及び平成17年4月1日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払えとの判決が下された。

平成20年2月5日被告金城榮幸は判決を不服として福岡高等裁判所那覇支部に控訴した。

平成20年9月9日福岡高等裁判所那覇支部から上記和解案が提示された。

児童オリンピック大会と 子ども会の活動について



八重瀬町教育委員会
教育長 新垣 清徳

町民の皆様には平素より本町の教育行政の発展にご理解とご協力を賜り、衷心より厚く感謝申し上げます。

さて、平成18年1月1日に歴史的合併をしてから早三年目を迎えました。これまで、合併に伴う事務事業の統合・見直しや、新生「八重瀬町」のまちづくりのための各種事業が展開されているところであります。

町教育委員会においても、いのちを育む教育、香り高い文化のまちづくりや健康体力づくり、明日の八重瀬町を担う人材育成等に力をいれて取り組んでいます。

特に、次代を担う子ども達が心豊かに成長するための施策として、教育環境の整備充実や健康体力づくり、そして、学校週五日制に対応するための子ども会活動や青少協活動の充実、さらには、他府県との人材交流事業等には各種団体を網羅して取り組んでいるところであります。

最近、脅迫文で延期になつた「児童オリンピック大会」もその事業の一つであります。

児童オリンピック大会は、町内子ども会の活性化と相互の交流を図ることと青少年の健全育成と児童の健康体力づくり及び陸上競技の競技力の向上に寄与する目的で開催されています。

それが、「自分の子どもがスポーツ嫌いだから」とか、「子ども会の活動が嫌い」との理由から脅迫文でもつて中止させようとする行動には、理解することはできません。多くの子ども達が純真な気持ちで練習に励み、交流を楽しみに長い期間一所懸命に頑張つてきたのです。そのひたむきな心を摘み取り、二度も大会が開催できなかつたのは非常に残念でなりません。今一度青少年の健全育成とは何か、子ども会とは何かということを考えたいと思います。また、二度とこのようなことが起らなければいい申上げます。

子ども会とは

「子ども会」は、地域の中で組織され、保護者や育成者のもと、子どもの健全育成を目的として異年齢の子どもが集まる団体であり、その活動は子どもたちの思いをもとに計画し、準備、運営する子どものための活動なのです。

子ども会の主な活動は、地域で子どもを育てるための様々な事業を行います。地域連帯意識を育て、校外における様々な遊びや活動を通して子ども達の健やかな成長を育み、異年齢の子どもたちが一緒に行動することにより、年齢の縦の繋がりを深めるとともに、幼馴染の形成や自分たちの生活環境等の暮らしを振り返り、より良い地域づくりに寄与することができます。

子ども会の役は勿論子ども達ですが、それをサポートするのが大人の役目です。事故や怪我がないように安全についての気配りをしたり、必要な経費の提供や事業実施に対する助言、あるいは子ども達にはできない色々な交渉や申請等を行つていきます。これが「子ども会育成会」です。

また、いじめや不登校、学級崩壊、児童虐待などが

マスコミで盛んに報道されています。これらの問題行動は、地域社会のつながりが希薄になつて子ども達の集団経験が乏しくなるなど、社会の変化に伴う子供の集団の変化が伺われます。いかに子どもの育つ地域環境をつくるかが大きな課題です。

子ども達は、地域の異年齢の子ども集団の中で、様々なことを学び身につけていきます。子ども達自身で工夫して作つていく楽しさを知り、自分から積極的に参加する自主性を身につけていきます。また、異年齢の集団の中で、人をいたわり、人の気持ちを大切にする優しさが養われます。特に、年長の子どもは年下をいたわる心が生まれ、思いやりの心が育ちます。一方、年少の子どもはルールを守ることの大切さを知り、力を合わせて行動することの喜びを学んでいきます。さらに、様々な遊びや体験を通して物の使い方や技術が身につき、地域の先輩方にいろいろなことを教えてもらつたり、地域の様々な人と知り合い交流をすることができます。それらは、地域の一員としての自覚の芽生えや地域活動に参画する一つのきっかけとなつていくのです。

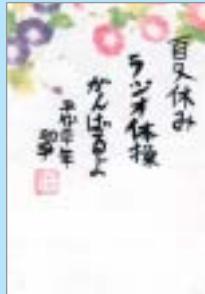
このように、学校では出来ない様々な体験を通して子ども達の健全な育成に寄与していく必要があります。



夏の思い出として俳句を詠ふ



夏の思い出を俳句にしようと県営外間団地内の集会所内にある書道教室の6年生の生徒9名が五・七・五の俳句を詠み、小学校最後の夏休みを振り返りました。俳句は、きれいな絵模様が施されたはがきサイズの用紙に淡墨を使って細筆で書き上げました。座波由佳さんは、「自分で考えた俳句を習字で書いて楽しかったです」と作品づくりの感想を話しました。子どもたちのまっすぐで素直に表現された俳句をご覧下さい。



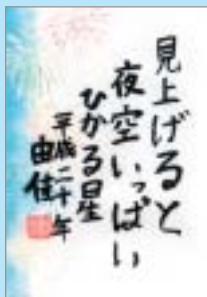
當間翠



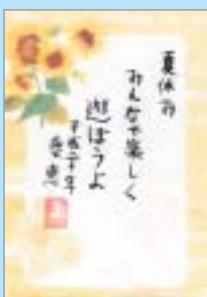
比嘉恵那



比屋根勝俊



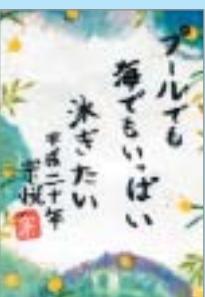
座波由佳



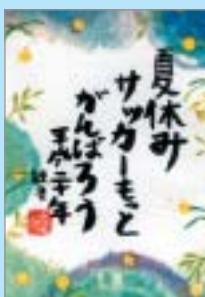
玉城愛恵



古波倉梨紗



安里宗悦



徳元練音



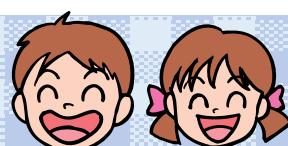
仲里遙妃

日米少年野球で交流深める



日米交流少年野球大会が9月20日、キャンプフォスター内の野球場で開催され、町内の少年野球チームの宜次アトムズと友寄ムムクラーズが参加しました。町外のチームからは、豊見城カープが参加。アメリカ側からは、3つの少年野球チームが集まりました。高学年、低学年に別れ日米混合チームを組み、野球、ドッジボール、ダイヤモンドリレー、ストライクアウトなどのゲームを通してお互いの交流を深めました。また、児童だけでなく保護者もゲームに参加。児童たちと一緒に交流事業を楽しみました。

新しい絵本に笑顔



字新城在住の八幡聖善さんが、このほど字新城にある「しいの実文庫」に、図書購入費として寄付金10万円を贈呈しました。それを受けた「しいの実文庫」は、8月に42冊の新しい絵本を購入することができ、「しいの実文庫」を利用している児童たちは、大喜び。新城小学校1年の島愛香さんは「新しい本がきてうれしかった。本を読むときは、どんな本かわくわくした」と笑顔で話しました。